

# いわき市観光バスツアー誘客事業補助金

## 《補助対象者》

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けた事業者

## 《補助対象旅行》

補助の交付対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 令和 4 年 10 月 11 日から令和 5 年 2 月 28 日までに出発するツアーであること。  
ただし、先着順に受付のうえ、補助金額の合計が当該年度の予算の上限に達した場合は、この限りでない。
- (2) 1 団体の人数は 10 名以上であること。（バス運転手及びガイド等の乗務員を除く。）
- (3) 日帰り団体ツアーの場合、いわき市内で 1 食以上の食事（自由食、バーベキュー等は除く。）を伴い、いわき市内の有料の観光施設等（昼食及び夕食施設に併用する施設を除く。）を 1 カ所以上訪れる団体ツアーであること。
- (4) 宿泊の団体ツアーの場合、いわき市内で 1 食以上の食事及び 1 泊以上の宿泊（キャンプ、民泊等は除く。）を伴い、いわき市内での有料の観光施設等を 2 カ所以上訪れる団体ツアーであること。
- (5) 利用する貸切バスは、ミニバス、マイクロバス、小型バス、中型バス又は大型バス（宿泊施設若しくは観光施設等の無料送迎バス又は高速路線バス若しくは一般路線バスを除く。）

※ 学校事業として実施する教育旅行、部活動・クラブ活動による合同団体ツアー、旅行会社に対する他のバス助成制度を活用したツアー及び宗教活動・政治活動を目的とした旅行を除く。

## 《補助金の額》

補助額は、貸切バス 1 台につき実績に応じて次のとおり。

1 台あたりの乗車人数	日帰り	宿泊
10 名～19 名	20, 000 円	50, 000 円
20 名～29 名	30, 000 円	75, 000 円
30 名～	40, 000 円	100, 000 円

## 《対象の団体旅行の期間》

令和 4 年 10 月 11 日（土）～令和 5 年 2 月 28 日（火）【27 日（月）宿泊分まで】  
（予算上限に達し次第、終了）

### 《申請書類》

補助金の申請にあたっては、ツアー催行日の10日前までに次の書類を提出してください。

- (1) 補助金等交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（旅行行程表を含む）
- (3) 旅行業登録票の写し
- (4) ツアー参加者人数一覧（任意様式）
- (5) ツアーに係る収支予算書
- (6) 市債権者登録の申請書

### 《補助事業の内容に変更が生じた場合》

補助事業について、変更または中止をする場合は「補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書（第3号様式）」を速やかに提出してください。

### 《実績報告》

補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して15日以内に次の書類を提出してください。

- (1) 補助金等交付請求書（第6号様式）
- (2) 補助事業等実績報告書（第7号様式）
- (3) 最終のツアー行程表（任意様式）
- (4) 募集チラシ又はパンフレット等
- (5) 貸切バス利用証明書
- (6) 昼食・夕食をとった施設の領収書（コピー可、人数明記のもの）
- (7) 宿泊を伴う団体旅行の場合は、宿泊証明書
- (8) 有料の観光施設での領収書等（コピー可、人数明記のもの）
- (9) ツアーに係る収支決算書

### 《申請先》

〒972-8321

福島県いわき市常磐湯本町向田3-1 石炭・化石館内

一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー

電話 0246-44-6545

※ 申請書は、郵送にて送付してください。

また、補助金交付決定通知書返信用封筒（自社名明記／長3サイズ／84円切手貼付）

### 《要綱・申請書類等様式》

10/1から、観光サイト「いわき市観光サイト」に掲載しますので、ダウンロード下さい  
URL <http://kankou-iwaki.or.jp/>